

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 三浦 正臣

## 1 日 時

令和3年3月22日（月） 午後1時30分から  
午後3時33分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、古手川正治、嶋幸一、浦野英樹、羽野武男、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 高屋博、  
会計管理者兼会計管理局長 森山成夫、議会事務局長 浦辺裕二、  
人事委員会事務局長 藤原隆司、監査委員事務局長 牧敏弘 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第12号議案及び第16号議案から第21号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第1号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情24について質疑を行った。
- (4) 県立芸術文化短期大学のキャンパス整備について、RWC2019記念モニュメントについて及び令和2年度包括外部監査結果の報告についてなど、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高徳己
政策調査課調査広報班	主任	麻生ちひろ

# 総務企画委員会次第

日時：令和3年3月22日（月）13：30～  
場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係

13：30～14：00

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 12号議案 令和3年度大分県用品調達特別会計予算

### (2) その他

## 3 企画振興部関係

14：00～15：00

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

### (2) 付託外案件の審査

陳 情 24 第1期・第2期総合戦略の原点回帰について

### (3) 諸般の報告

①県立芸術文化短期大学のキャンパス整備について

②RWC2019記念モニュメントについて

③東京2020オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバルについて

### (4) その他

## 4 総務部関係

15：00～16：00

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 2号議案 令和3年度大分県公債管理特別会計予算

第 1号報告 令和2年度大分県一般会計補正予算（第8号）について  
（本委員会関係部分）

第 16号議案 包括外部監査契約の締結について

第 17号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について  
（文教警察委員会へ合い議）

第 18号議案 職員の給与に関する条例の一部改正について  
（文教警察委員会へ合い議）

第 19号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について  
（福祉保健生活環境及び土木建築委員会へ合い議）

第 21号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について  
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）

## 会議の概要及び結果

**三浦委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案10件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、各局関係部分について、会計管理局から順次説明願います。

**森山会計管理局长** 令和3年度大分県一般会計予算のうち、会計管理局関係分について御説明します。

お手元の令和3年度予算概要（会計管理局分）の1ページをお開きください。

会計管理局の総括表ですが、表の一番下、合計欄左から2列目、当初予算額（A）を御覧ください。

人件費が4億5,249万6千円、その下、事業費が3億7,622万円、計8億2,871万6千円です。

3ページをお開きください。歳出のうち主なものについて説明します。

事業名欄の会計管理費3,365万4千円は、事業概要欄にあるとおり、会計課及び審査・指導室所属の会計年度任用職員経費や金融機関窓口における公金収納手数料及び収納金情報の電算処理委託料などの会計事務に係る管理運営費です。

その下、財務会計システム更新事業費1,974万8千円は、新財務会計システムの開発を行うにあたり、必要とする機能実現のため、システム開発の専門的知識を有する業者に対し詳細な仕様書作成を委託するものです。

5ページをお開きください。

事業名欄の会計管理費4,534万8千円は、

用度管財課所属の物品の調達や管理指導、電子入札システムの運用等に要する用度事業費、公用車の任意保険料、本庁集中管理車の維持管理に要する管理車維持事業費です。

6ページをお開きください。

事業名欄一番上、県庁舎管理費2億688万5千円は、県庁舎本館及び新館の清掃委託料や光熱水費などの管理経費です。

7ページの県庁舎別館管理費3,123万6千円は、県庁舎別館の清掃委託料や光熱水費などの管理経費です。

**浦辺議会事務局长** 議会事務局関係について御説明します。

予算説明書の123ページをお開き願います。

第1款第1項議会費の当初予算額は、欄外右上にあるように11億7,193万3千円です。

表の一番左の目欄を御覧ください。第1目議会費は8億7,622万2千円です。

その内訳は、表の中ほどの事業名欄にあるように、議員43名分の報酬手当等が6億2,900万3千円、議員の調査活動や議会広報等の経費である議会運営費が9,020万9千円、各会派に交付する政務活動費交付金が1億5,480万円、政策立案や提言等を行う県議会政策機能強化事業費が221万円です。

前年度予算と比較して381万6千円の減となっています。主な要因は、議員の期末手当が改定されたことによるもの等です。

続いて、第2目事務局費は2億9,571万1千円です。

その内訳は、事務局職員30名分の給与費が2億5,311万2千円、会計年度任用職員7名分の人件費や会議録の作成経費等の事務局運営費が4,259万9千円です。

前年度予算と比較して346万8千円の減となっています。主な要因は、議会史編さん業務が令和2年度で終了したため、それに伴う作成経費が減となったことによるものです。

**藤原人事委員会事務局長** 人事委員会関係について御説明します。

令和3年度予算に関する説明書の158ページを御覧ください。

第2款第8項人事委員会費の予算額は、欄外の右上に記載しているとおり、総額で1億5,313万7千円です。

このうち、第1目委員会費は753万3千円です。

その内訳は、中ほどの事業名欄にあります。委員報酬678万円は人事委員3名分の報酬です。

その下の委員会運営費75万3千円は、人事委員会の開催、各種会議等への出席等、委員会の運営に要する経費です。

次に、第2目事務局費は1億4,560万4千円です。

その内訳は、中ほどの事業名欄にあります。給与費1億2,087万4千円は事務局職員15人分の給与です。

その下の事務局運営費406万円は、会計年度任用職員1名分の報酬・手当や各種会議等への出席など、事務局の運営・管理に要する経費です。

その下の任用関係事業費1,907万5千円は、職員募集、採用試験の実施等に要する経費です。

人口減少による学生数の減少や民間企業の採用活動の活発化及び早期化により、公務員試験の受験者数が年々減少していることから、民間志望の優秀な人材を取り込むため、特別枠試験の実施や一部試験の前倒しを行います。また、職員募集活動については、現状のようなコロナの影響が続くような場合は、リモートを活用して積極的に行っていきます。

その下の給与関係事業費129万6千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費です。

最後の審査関係事業費29万9千円は、各種会議等への出席、図書・文具の購入、審査に係る書面の送付など、公平審査事務等に要する経費です。

**牧監査委員事務局長** 監査委員事務局関係について御説明します。

令和3年度予算に関する説明書の159ページをお開きください。

監査委員事務局関係の予算は、右肩にあるように2億1,043万1千円となっています。

まず、第1目委員費は1,950万6千円です。

その内訳ですが、中ほどの事業名欄の給与費1,254万8千円は常勤監査委員1名分の給料等、その下の委員報酬564万円は非常勤監査委員3名分の報酬、さらにその下の監査経費131万8千円は委員監査等に係る監査委員の旅費等です。

次に、その下の第2目事務局費は1億9,092万5千円です。

前年度予算額から453万7千円増加していますが、事務局職員が令和2年度から1名増加したことによるものです。

事務局費の内訳ですが、事業名欄の給与費1億7,973万7千円は、併任職員を除く事務局職員21名分の給料等です。

その下の事務局運営費1,118万8千円は、会計年度任用職員1名の報酬や監査の実施に伴う旅費、需用費などの経費です。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**羽野委員** 財務会計システムの改修関係ですが、現在支障を来しているというか、例えば、仮の話ですが、支出命令を出力したとき、命令日が反映されなくて出力日が記入されるといった小さい部分の現在の状況など問題点を集約した上で——財務会計システムを改修する根本原因は違うと思いますが、その際、そういった小さな改善すべき点も集約した上で行われているのか、お尋ねします。

**森山会計管理局长** 財務会計システムですが、現行のシステムが令和6年にサポートが終了するという事情があります。

それにあたって財務会計システムは、今現在、収入、支出の公金の管理のみですが、それに予

算編成システムとか、財務に関わるシステムを統合していく。それから、決裁とか職員の旅行、そういった総務事務システムとの連携も今のものより深めるようにするというので今検討しています。

それにあわせて各所属からヒアリングも行い、こういった部分に支障があるか、既にアンケートとかはしていますが、それを集約しながら、次年度に詳細な仕様書の形でまとめていくという状況なので、委員の言われた支障のあるものは今集約している最中です。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第12号議案令和3年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**森山会計管理局長** 令和3年度大分県用品調達特別会計予算について御説明します。

会計管理局分の令和3年度予算概要により説明します。

8ページをお開きください。用品調達特別会計総括表です。

この特別会計は、県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を一元的に行うために設けているものです。

総括表の一番下、計の欄、当初予算額は18億4,822万3千円です。

一番右の比較欄を御覧ください。前年度と比較して6,668万8千円の増額となっています。

これは、教育庁の大分地区特別支援学校再編推進事業や商工観光労働部の産業科学技術センター機器整備事業等、各部局で備品購入費が増加したものです。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかにないようですので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

〔代表して人事委員会事務局長 挨拶〕

**三浦委員長** 退職されるほかの方々からも一言お願いします。

〔退職予定者 挨拶〕

**三浦委員長** 以上をもちまして各局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔各局退室、企画振興部入室〕

**三浦委員長** これより、企画振興部関係の審査に入ります。

それでは、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**高屋企画振興部長** それでは、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係について御説明します。

初めに、お手元の令和3年度企画振興部予算概要の3ページをお開きください。

企画振興部の一般会計予算額ですが、①の計欄に記載しているように61億676万6千円です。

その行の一番右、前年度対比の欄ですが、令和2年度当初予算額と比べて8億6,465万6千円、率にして12.4%の減となっています。

これは、芸術文化短期大学のキャンパス整備の終了や国勢調査の終了などによるものです。

主な事業については、各課長から説明します。  
**工藤政策企画課長** 政策企画課関係の主なものについて御説明します。

お手元の令和3年度企画振興部予算概要の14ページをお開きください。

事業名欄の一番上、公立大学法人運営費交付金5億485万1千円です。

これは、大分県立芸術文化短期大学の運営に要する経費を交付するものです。事業運営については、公立大学法人移行後、6年間で1期とする中期計画に沿って予算計上していますが、第3期計画の4年目となる新年度は、従来ルールに基づき算定した費用に加え、昨年4月から導入された国の高等教育修学支援制度に基づく授業料及び入学金の減免分を追加して交付します。

**藤川おおいた創生推進課長** 続いて、おおいた創生推進課関係の主なものについて御説明します。

22ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の都市圏女性移住促進事業費993万4千円です。

これは、ライフスタイルの転換を志向する女性を呼び込むため、リマーケティングリストを活用した広告配信を行うとともに、配信結果を分析し、効果的な移住イベントの実施につなげるものです。

今年度、福岡在住の女性をターゲットとして、移住動画の配信を行い、21万人のリマーケティングリストを獲得しました。このリストを元に広告配信を行い、受信者の趣味・嗜好を分析し、結果に沿った移住イベントを実施します。

また、女性に人気のあるインスタグラムについて、公式アカウントを開設するとともに、投稿キャンペーンを実施します。

こうした女性の課題やニーズに対応した取組により、移住者数の増加につなげたいと考えています。

次に、事業名欄一番下の地域活力づくり総合補助金5億円です。

これは、活力みなぎる地域づくりを推進するため、地域の活力維持・発展に向けた様々な主

体の取組を支援するものです。

本格的な事業実施前の調査研究や試行等の挑戦を支援するチャレンジ枠、地域資源等の特色をいかした持続可能な取組の立ち上げや定着を支援する地域創生枠、市町村の廃校を活用した地域活動やビジネス等の拠点整備により地域活性化を推進する地域活力拠点創出枠を設定し、きめ細かく柔軟に、地域活力の維持、発展を図る取組を支援します。

次に、23ページを御覧ください。

事業名欄一番上のネットワーク・コミュニティ推進事業費1億487万3千円です。

これは、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の希望をかなえるため、複数集落で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築を市町村と連携し推進するものです。地域コミュニティ組織が行う交流拠点の整備や高齢者の見守り等に要する経費に対し、市町村と連携して助成を行うとともに、組織の設立・運営を後押しするため、専門家の派遣や今年度作成したガイドブックの拡充等を行います。

令和3年度は、新たにデジタル技術等を活用した地域活動の取組を支援します。

**藤井国際政策課長** 続いて、国際政策課関係の主なものについて御説明します。

28ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の海外戦略推進事業費1,877万5千円です。

これは、海外の成長を取り込み本県産業の活性化を図るため、海外戦略に基づき、海外でのプロモーションや、海外の留学生OBや県人会等とのネットワークづくり等を行うものです。

新型コロナウイルス感染症の動向を見極めながら、上海、タイ、台湾、香港での県産品と観光が一体となったPR活動を実施します。

また、県内企業の海外展開等につなげるため、ASEANを中心に、帰国した留学生OBのネットワークを強化するほか、アジアビジネス研究会を開催し、県内企業の海外ビジネス人材の育成を推進します。

次に、30ページをお開きください。

事業名欄上から3番目の外国人受入環境整備

事業費 2, 345万7千円です。

これは、年々増加している外国人技能実習生や留学生などの本県在住外国人が、日常生活や社会生活を円滑に営み、安全に安心して暮らすことのできるよう受入環境を整備するものです。

令和元年度に開設した外国人総合相談センターを継続して運営するとともに、日本語教育の環境整備を推進するコーディネーターを新たに配置し、日本語教室のボランティア養成やネットワーク会議の開催、災害時外国人支援セミナー等を実施します。

**柳井芸術文化スポーツ振興課長** 続いて、芸術文化スポーツ振興課関係の主なものについて御説明します。

35ページをお開きください。

事業名欄の一番上、国際芸術文化振興事業費4, 487万8千円です。

これは、多彩で優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、本県の芸術文化の魅力を国内外へ情報発信するものです。

令和3年度は、1年延期となった第22回別府アルゲリッチ音楽祭のほか、チャイコフスキー記念国立モスクワ音楽院から国際的音楽家を招聘し、無料クラシックコンサートを開催するなど、質の高い芸術の鑑賞機会を提供します。

次に、37ページをお開きください。

事業名欄の一番下、国際スポーツ大会誘致推進事業費2億1, 500万8千円です。

これは、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ受入れなどを行うものです。

受入れにかかる宿泊料・移動費用等の支援を行うほか、国のホストタウン等新型コロナウイルス対策交付金を財源として、選手全員のPCR検査や、交通や宿泊等に係る感染予防、療養病床確保などの対策を実施し、安心・安全にキャンプを行うための環境を確保します。

次に、38ページをお開きください。

事業名欄の一番下、聖火リレー実施事業費1億68万8千円です。

これは、東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運を醸成するため、聖火リレー、聖火フェスティバルを実施するものです。

詳細は、諸般の報告でも説明しますが、出発式などのセレモニーを実施するほか、沿道ルートの警備、新型コロナ対策としてランナーのPCR検査等を行うなど、安心・安全を確保した上でリレーを実施します。

**渡辺広報広聴課長** 続いて、広報広聴課関係の主なものについて御説明します。

46ページをお開きください。

おおいたブランド戦略強化事業費1億8, 871万7千円です。

これは、おんせん県おおいたのブランド力向上を図るため、温泉や食、観光や芸術・文化など本県の多彩な魅力をWebやSNSに加え、様々な媒体を活用して国内外にPRするものです。

県外向けWebマガジン「edit Oita」では、大分の物や人、風景にスポットを当てた記事を配信し、観光や移住、県産品PRなどを念頭にイメージアップを図ります。

また、主に県民向け、特に若い方々を意識した次世代型Webメディア「We are Oitana」では、大分愛の醸成や魅力の再発見のため、大分にゆかりのある偉人や著名人、地域で活躍する方々を取り上げ、ユニークな表現で大分の魅力を伝えます。

パブリシティ活動では、首都圏や関西圏へのメディアコンタクトを積極的に行うとともに、ポストコロナ社会に向け、メディアへの露出を増やすことで新しい大分のブランド力を高めます。

**藤田統計調査課長** 統計調査課関係の主なものについて御説明します。

51ページをお開きください。

委託統計費1億5, 248万9千円です。

これは、総務省、厚生労働省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金です。

令和3年度は、毎年実施する家計調査などの経常調査に加え、5年ごとに行われる大規模周期調査として、農林水産業を除く全ての事業所、企業を対象とした経済の国勢調査とも言える令

和3年経済センサスー活動調査と、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、国民のライフスタイルの実態を明らかにする令和3年社会生活基本調査を実施します。

次に、52ページをお開きください。

県単統計費584万9千円です。

これは、県経済の現状を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費です。

**遠藤交通政策課長** 続いて、交通政策課関係の主なものについて御説明します。

58ページをお開きください。

事業名欄一番上の九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費4,166万8千円です。

これは、九州の東の玄関口としての拠点化戦略を着実に実行するため、フェリー航路や国内航空路線の利用促進など、県内外を結ぶ交通ネットワークの充実に向けた取組を実施するものです。

次に、事業名欄上から4番目の生活交通路線支援事業費1億914万8千円です。

これは、通院・通学等に必要な生活交通を確保するため、市町村が支援する民間バス路線や自ら運行するコミュニティバス路線の運行費等に対し助成するものです。

次に、その下の地域公共交通活性化事業費1,637万3千円です。

これは、地域にとって望ましい持続可能な公共交通ネットワークを実現するため、市町村や交通事業者等と連携し、地域公共交通に係るマスタープランやその実施計画を策定するものです。

次に、59ページを御覧ください。

事業名欄上から2番目の鉄道駅バリアフリー化推進事業費663万6千円です。

これは、公共交通を利用する高齢者や障がい者等の利便性の向上を図るため、駅のバリアフリー化を行うJR九州に対し助成を行うものです。来年度は、坂ノ市駅で実施します。

次に、その下の東九州新幹線推進事業費180万円です。

これは、東九州新幹線の整備計画路線への格

上げを図るため、経済団体や市町村と一体となって、国への要望活動や県民の機運醸成のためのシンポジウムの開催などを行うものです。

次に、60ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の公共交通活性化促進事業費1億8,916万6千円です。

これは、コロナ禍で利用者が減少している交通機関の早期利用回復を図るため、各交通事業者の特性をいかした旅行商品の造成や、新しい生活様式により多様化した交通機関へのニーズに対応するため、高齢者や障がい者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入等の支援を行うものです。

以上が、企画振興部の令和3年度当初予算案に係る主な事業です。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**浦野委員** 私から1点。22ページの都市圏女性移住促進事業費について、この予算案では、広告配信——ワークショップやオンラインからどう移住につなげていくか。逆に、都市圏の女性ならではの展開を考えているところがあったら、詳しく聞かせていただきたいと思います。

**藤川おおいた創生推進課長** この都市圏女性の事業ですが、さきほど申したように、今年度、福岡の女性をターゲットに広告配信を行い、21万人のリストを獲得できました。名前とかは分かりませんが、移住に興味がある方という形で獲得できたので、その人たちにまた広告を打ち、その人たちが例えば、インテリアデザインに興味があるとか、ガーデニングに興味がある、あるいはリフォームに興味があるというのが過去のその人たちの検索履歴で分かるので、そこら辺が分かったら、それをテーマにしたイベント、セミナーとかを行い、大分への移住に向け、さらに興味を引いていく。そこから通常やっている移住相談会に結び付けていき、大分への移住につなげていきたいという取組です。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに御質疑もないようですので、



これで質疑を終わります。

なお、採決は、本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情24について、執行部の説明を求めます。

**藤川おおいた創生推進課長** 陳情文書表の2ページをお開きください。

陳情24について御説明します。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画が、まち・ひと・しごと創生法等に準拠するものではないことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金等の交付の不正な申請及び不正な使用に相当するとして、調査等を行う百条委員会を設置し、県民に公開することを求めるもので、令和2年第4回定例会に出された陳情と同趣旨の内容です。

前回の繰り返しになりますが、本交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に取り組むため、国が定めた要綱に基づいて交付されるものであり、まち・ひと・しごと創生法等とは、直接の関係はありません。

また、これまでに行った本交付金の申請に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定された法令及び予算に違反しないか等の基準に基づき、国が厳正な審査を行っており、総務大臣から交付決定をいただいています。

なお、平成27年度の地方創生交付金の一部が会計検査院より指摘を受けた項目については、令和元年第2回定例会に同じ内容の陳情が提出され、総務企画委員会において御審議いただいているので、説明を省略します。

**三浦委員長** この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別にないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、こ

れを許します。

①から③について、続けて説明をお願いします。

**工藤政策企画課長** 県立芸術文化短期大学のキャンパス整備について御報告します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

芸術文化短期大学の施設の老朽化に対応するとともに、教育機能の充実による魅力あるキャンパスづくりに向け、平成27年度から6年間にわたり、大学が行う施設整備を支援してきたところであり、当初の計画どおり、今月末に竣工を迎えます。

総事業費は、表の右下、約55億2,300万円を見込んでいます。財源は、文化・スポーツ施設等整備基金から約46億円を充当し、国の地方創生拠点整備交付金と県債を各々4.6億円充てています。

写真にあるように、今回の整備により、芸術デザイン棟や附属図書館、音楽ホール棟などがリニューアルされました。

新年度は、短大創立60周年の節目を迎え、新たな一歩を踏み出します。新キャンパスを最大限にいかして、これまで以上に芸術文化の振興や地域社会の発展に寄与する人材育成に努め、地域に開かれた大学として大分県版地方創生に貢献していきます。

**柳井芸術文化スポーツ振興課長** 次に、ラグビーワールドカップ2019日本大会大分開催を記念したモニュメントの設置について御説明します。

資料の2ページをお開きください。

これは、ラグビーワールドカップ2019日本大会大分開催を記念するとともに、多くの県民が興奮し、感動した大会の記憶を形として後世に引き継ぐことを目的に設置するものです。

設置主体は、One Rugby, One Oita推進委員会で、制作経費は3,800万円、県、大分市、別府市からの負担金及び経済界からの寄附金により制作しています。

除幕式は来月17日を予定しており、現在、最終制作段階となっています。

設置場所は、昭和通り交差点で、昨年まで巨大寝転び招き猫の福猫ふくにゃんが多くの来県者をお迎えしていた場所です。

制作者は、東京藝術大学准教授の小谷元彦氏で、これまでヴェネチア・ビエンナーレに若くして日本代表として出品したり、第25回平櫛田中賞を受賞するなど、国内外で高い評価を受けている彫刻家です。

モニュメントのコンセプトは、ラグビーの肉体の壁を突破する超人間の姿を、特殊なフィルターを通して彫刻にしたものであり、4万年前に制作された世界最古の彫刻であるライオンマンから現在までの時間の流れも表現したのとなっています。

大きさは、台座1.2メートルを含めて高さ2.82メートル、横2メートル、奥行き6.6メートルと、かなり大きな作品であり、国内最大クラスの鑄造作品となります。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについて御説明します。

資料の3ページをお開きください。

資料の左上にあるように、本県での聖火リレーは4月23日と4月24日の2日間、18市町村で実施されます。

資料の左下を御覧ください。

聖火リレーで実施するセレモニーについてです。

トーチに聖火を点火する出発式を別府市及び玖珠町で開催し、最終区間の聖火ランナー到着時に聖火の到着を祝うセレブレーションを日田市と大分市で実施します。

資料の右上を御覧ください。大分県実行委員会が選出した聖火ランナーについてです。

大分県では全171区間あり、そのうち44区間のランナーを実行委員会が、残り127区間をスポンサーが選定し、組織委員会が決定しました。

聖火ランナーは、スーパーボランティアの尾畠春夫さんやタレントの指原莉乃さん、水泳の渡辺一平さんなど、地域貢献されている方や地域で活動している人、大分県にゆかりのある著名人など、幅広く選定しています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について説明します。

資料の右下を御覧ください。

沿道の観覧者には、密集しない、大声を出さないなどの感染防止対策をウェブサイト、広報物などで周知します。

あわせて、聖火リレーは、NHKのライブストリーミングで視聴可能なことを周知します。

また、県独自の取組として、リレー当日、全ランナーに抗原検査を実施するとともに、セレモニー会場は全席指定の上、事前申込制とします。

今後とも、組織委員会と緊密に連携し、安全・安心な聖火リレーの実施に努めていきます。

資料4ページを御覧ください。

パラリンピック聖火フェスティバルについてです。

聖火フェスティバルは、8月12日から16日の間に全18市町村・17か所で、採火式を行います。

加えて、12市町村では、採火した火がパラリンピックに親和性のある場所を訪問するビジットを行います。

そして、8月16日に故中村裕博士が設立した別府市の太陽の家で、県内で採火した火を集める集火式、集火した火を東京都に送る出立式を行うこととしています。

最後に資料の左下を御覧ください。

新型コロナウイルス対策としては、席を設置する場合は全席指定席、事前申込制とします。

加えて、観覧スペースには間隔を開けて椅子を設置するなどの対策を講じ、安全・安心な聖火フェスティバルの実施に努めます。

**三浦委員長** ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかにないようですので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

〔企画振興部長 挨拶〕

**三浦委員長** 以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後 2 時 2 4 分休憩

午後 2 時 3 3 分再開

**三浦委員長** これより、総務部関係の審査に入ります。

それでは、まず、第 1 号議案令和 3 年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**和田総務部長** 初めに私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明します。

本日の委員会では、付託案件 9 件について審査をお願いしています。

このうち、第 1 号議案令和 3 年度大分県一般会計予算については、新型コロナウイルス感染拡大防止及び社会経済の再活性化、令和 2 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興をはじめとした県土の強靱化、新たな産業の育成に向けた先端技術への挑戦を基本方針に掲げ、安心・活力・発展の大分県づくりを基軸とした大分県版地方創生を加速前進するための経費について計上しています。

また、第 1 9 号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正については、人事院規則の一部改正により、国の伝染病防疫作業手当の特例の対象となる新型コロナウイルス感染症への対応業務が追加されたことに伴い、国及び他県との均衡を図るため改正を行うものです。

その後、諸般の報告について御説明しますが、押印見直し及び行政手続電子化の進捗状況については、大分県行政改革推進計画に掲げる行政手続の電子化を推進するにあたり、昨年 1 0 月から取り組んでいる全庁的な押印見直しの状況や、今後の見込みも含めた行政手続の電子化の状況について御報告します。

また、大分県公共施設等総合管理指針の改訂（案）については、平成 3 0 年に国の策定指針が改訂されたことなどに伴い、公共施設等を取

り巻く課題を踏まえ、施設総量の縮小や主要施設の長寿命化、管理体制の一元化などを基本方針として、平成 2 7 年に策定した大分県公共施設等総合管理指針を改訂するものです。

各事項の詳細については、それぞれ担当する所属長から説明するので、どうぞよろしくお願いします。

**岩尾行政企画課長** 第 1 号議案令和 3 年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について御説明します。なお、歳入全般については、予算特別委員会で説明したので省略します。

お手元の令和 3 年度総務部予算概要の 2 ページをお開きください。

総務部関係の一般会計予算額は、左から 2 列目、予算額（A）欄の上から 3 行目の計にあるように 1, 5 5 9 億 6 1 6 万 3 千円です。

これを 2 年度当初予算額と比較しますと、右端の前年度対比欄にあるように 6 4 億 4, 8 5 2 万 8 千円、率にして 4 % の減となります。

これは、新型コロナウイルスの影響等により、税収が減少したことに伴う地方消費税清算金等の減によるものです。

次に、予算特別委員会で説明を省略した事業のうち、主な事業について説明します。

1 5 ページをお開きください。

県有建築物保全事業費 3 0 億円は、県有建築物を長期にわたり安全・安心な状態で活用するとともに、老朽化に伴う財政負担を縮減・平準化するため、施設改修を一元的に管理し、計画的な保全工事を行うものです。

次に、2 6 ページをお開きください。

事業名欄の上から 3 行目、政策県庁を担う人材育成推進事業費 4 3 8 万 9 千円は、長期総合計画や地方創生の実現に向けた政策県庁を担う人材を育成するため、研修メニューの充実や女性職員のキャリア形成などを支援するものです。

次に、4 4 ページをお開きください。

事業名欄の上から 4 行目、県税システム改修事業費 2, 0 9 2 万 5 千円は、令和 2 年度の税制改正により地方税共通納税システムの対象となった金融所得課税の電子申告及び電子納付に対応するため、県税システムを改修するもので

す。

次に、61ページをお開きください。

地方自治振興事業費4億9,442万7千円は、主に地域振興事業や災害関連事業を対象とする市町村の貸付事業等の原資とするため、市町村振興宝くじの収益金を財源とし、公益財団法人大分県市町村振興協会に対し交付するものです。

次に、64ページをお開きください。

衆議院議員総選挙執行経費7億8,880万6千円は、本年10月21日に任期が満了する衆議院議員総選挙の執行に要する経費です。

なお、63ページの事業名欄の一番上、明るい選挙推進事業費及びその下の衆議院議員総選挙臨時啓発事業費により、有権者への啓発に取り組みます。

以上で、総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の国会に提出されています。この法律案が可決・成立した場合、本年4月1日から施行される規定があることから、当該部分に係る大分県税条例を専決処分により改正したいと考えています。

詳細については、後ほど税務課長から御説明します。

また、令和2年度一般会計予算について、歳入では地方交付税や地方譲与税、歳出では退職手当等の確定などを踏まえ、必要に応じて、3月末に補正の専決処分をすることとなるので、この点もあわせてよろしくお願います。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び企画振興部関係部分も含めて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、

原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案令和3年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**高木財政課長** 第2号議案令和3年度大分県公債管理特別会計予算について御説明します。

お手元の令和3年度予算に関する説明書の387ページをお開き願います。

この特別会計は、公債費の経理の明確化と予算規模の正確化を図る観点から、平成17年度に設置したもので、その財源は、一般会計及び減債基金からの繰入金と借換債です。

予算額は、総括表の左から2列目にあるように1,341億5,085万2千円で、前年度と比較すると131億2,206万6千円の増となっています。

内容について説明します。388ページをお開きください。

歳入ですが、上から二つ目の第1項第1目一般会計繰入金は、686億2,285万2千円と前年度より1億3,493万4千円の減となっています。

これは、借入金利の低下等により利子分の繰入額が減少したことなどによるものです。

中ほどの第2目基金繰入金99億円については、前年度と同額となっています。

これは、満期一括償還に備え、その一部を減債基金に毎年積み立ててきたものを、償還に合わせて繰り入れるものです。

その下の第2項第1目県債は、借換えのタイミングの関係で、借換債が前年度より132億5,700万円の増となっています。

次に、389ページを御覧ください。

歳出ですが、上から二つ目の第1目元金については、1,278億5,402万2千円と前年度より139億3,354万円の増となっています。

この主な要因ですが、歳入で説明したとおり、中ほどの事業名欄の二つ目の借換債の元金の増などによるものです。

その下の第2目利子については6億6,434万8千円と、借入金利の低減などにより8億1,912万2千円の減となっています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第1号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**高木財政課長** 第1号報告令和2年度大分県一般会計補正予算（第8号）の歳入について御説明します。

別途配付している総務企画委員会資料で説明します。資料の1ページを御覧ください。

この補正予算は、冒頭にあるとおり、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化している中、中小・小規模事業者等に対するさらなる支援など、追加して緊急的に対応する必要があるものについて、2月12日付けで専決処分を行ったものです。

補正額は、1補正概要ですが、45億4,922万5千円となっており、既決予算を加えたこの時点での累計額は7,802億5,685万9千円でした。

次に、歳入について説明します。歳入の内訳を御覧ください。

今回の補正予算の財源は、全額国庫支出金となっており、そのうち、その下の2補正事業の内容の中の4番、県産農水産物学校給食提供事業1億円を除いた5事業については、地方創生臨時交付金を充てています。4番目は農林水産

省の補助金を充てています。

なお、今回の補正予算には総務部関係の歳出はありません。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本報告のうち、本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本報告のうち、本委員会関係部分については承認すべきものと決定しました。

次に、第16号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**岩尾行政企画課長** 第16号議案包括外部監査契約の締結について御説明します。

議案書は192ページですが、総務企画委員会資料の2ページで説明します。

1議案の概要ですが、令和3年度の包括外部監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものです。

次に、2契約の概要ですが、契約始期を令和3年4月1日、契約額を1,389万800円を上限とする額、契約の相手方を公認会計士の川野嘉久氏にお願いしたいというものです。

川野氏については、令和元年度から監査人として対応していただいております、来年度で3度目の契約となります。

3監査委員の意見ですが、包括外部監査契約の締結にあたっては、あらかじめ監査委員に意見を聴くこととなっており、委員からは異存のない旨回答をいただいております。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についてですが、本案は関係する文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**渡辺人事課長** 第17号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について御説明します。

議案書は193ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の3ページをお開き願います。

まず、1の改正理由ですが、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、サービスの宣誓をする際の宣誓書への押印を廃止するため、今回所要の改正を行うものです。

次に、2の改正内容についてですが、新規採用職員は職務を行う前に辞令の交付者の面前でサービスの宣誓を行っており、その際、従来は宣誓書に署名して押印をしていましたが、宣誓書の押印欄を削除することで、改正後は、押印を不要とするものです。あわせて、用字等表記の整備を行うものです。

最後に、3の施行期日については、公布の日としています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、質疑はこれで終わりますが、合い議結果が届いていないので、本案の採決を保留し、後ほど行います。

次に、第18号議案職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、本案は関係する文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**渡辺人事課長** 第18号議案職員の給与に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は194ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の4ページをお開き願います。

まず、1の改正理由についてです。

職員への給料表の適用については、地方公務員法第25条において、給与条例中の級別基準職務表で等級ごとに分類する際の基準となるべき職務を規定することとされており、本県条例では、例えば、本庁の部長は行政職給料表の9級、本庁の審議監は行政職給料表の8級というように規定されています。

今回、職の新設や組織改正に伴う職名の変更を反映させるため、級別基準職務表について規定の整備を行いたいというものです。

次に、2の改正内容についてです。

まず、(1)の研究職給料表における職の新設についてです。

研究職においては、九州各県に比べ3級から4級への昇格条件が厳しいため、4級以上の在職者割合が著しく低い一方で、3級に在級している職員が多く、そのうち約3割が最高号給にたどり着いているなど、研究職職員のモチベーション維持に影響を及ぼしかねない状況となっています。

そのため、一定以上の在級経験を有する者の中から、人事評価等を参考に、能力・意欲・実績を有した人材を上席主幹研究員へ登用することとし、この職を研究職4級に格付けしたいというものです。

なお、教育委員会の学芸員についても上席主幹学芸員の職を新設し、同様に研究職4級に格付けしたいというものです。

次に、資料の5ページをお開きください。

(2)の医療職給料表(一)における職の新設についてです。

昨年8月から新型コロナウイルス感染症対策強化のため、福祉保健部の審議監を1名体制から2名体制としています。引き続き対応が必要であるため、令和3年度からは福祉保健部に保健担当の審議監を新設することとしています。

この保健担当の審議監のポストに医師である職員が配置される可能性もあることから、医師に適用される医療職給料表（一）の4級の職に新たに審議監を追加したいというものです。

次に、（3）の公安職給料表における職名の変更についてです。

警察本部の組織改編に伴い、公安職給料表の9級にある職である参事官の職を総括参事官へ、管理官の職を参事官へ職名の変更を行ったため所要の改正を行うものです。

最後に、（4）の施行期日についてですが、令和3年4月1日での施行としたいと考えています。なお、（3）の改正に係る規定については、公布の日から施行したいと考えています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、質疑はこれで終わりますが、合議結果が届いていないので、本案の採決を保留し、後ほど行います。

次に、第19号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**渡辺人事課長** 第19号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について御説明します。

議案書は195ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の6ページをお開き願います。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、本条例により支給しています。

今回の改正は、1の改正理由にあるとおり、人事院規則の一部改正により、国の伝染病防疫作業に係る特殊勤務手当の支給対象が追加されたことに伴い、国及び他県との均衡を図るため、伝染病防疫作業に係る手当の特例規定を追加するものです。

続いて、2の改正内容について御説明します。

伝染病防疫作業手当は、原則として、知事が指定する伝染病患者の救護業務や原因菌が付着した物件の処理業務を支給対象としており、現在、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、陽性患者等に対して直接接触又は濃厚接触状態で行う疫学調査、検体採取などの業務に対して、日額290円を支給しています。

また、宿泊療養施設の対応業務については、国に準じて特例を設け、日額3千円を支給しています。

新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、国においては、空港での検疫業務、離島からの患者等の空輸業務、刑務所における陽性受刑者への対応といった業務について、昨年11月に新たに特例規定を追加して支給対象とし、また、ほとんどの県において、本県が原則規定の支給対象としている疫学調査や検体採取等の防疫作業業務について特例規定の支給対象としている実態があることから、特例規定を新設し、疫学調査等についても日額3千円の支給対象としたいというものです。

なお、患者等に直接接触して長時間にわたり行う作業については、宿泊療養施設対応業務に係る特例と同様に、日額4千円としたいと考えています。

最後に、3の施行期日等については、公布の日とし、新型コロナウイルス感染症が指定伝染病に指定された令和2年2月1日からの適用を予定しています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**浦野委員** 今回、特例2にあたる方。例えば、コロナのワクチン接種がこれから進んでいくと思いますが、これに携わる方で2に該当する方は出てくるのでしょうか。

**渡辺人事課長** ワクチンについては、これから整理していくと思いますが、今のところはおかかっていない方に接種をすることになるので、それについては対象とはならないということです。

**浦野委員** 分かりました。

**三浦委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案は関係する福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**高木財政課長** 第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は197ページですが、総務企画委員会資料で御説明します。資料の7ページをお開きください。

今回の改正は、1の基本的な考え方とおおり、法令の改正等に伴う事務の新設及び改定が2件あります。

3の改正内容を御覧ください。最初に(1)の薬務関係事務です。

近年、在宅医療や薬物副作用に注意が必要ながん患者等の外来治療が増加しており、薬局にも地域包括ケアシステムの一員として安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供することが求められています。

こうした状況を踏まえ、令和元年12月に公布された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正において、薬局は医療機関や介護施設等と連携しながら在宅医療等に対応できる地域連携薬局及びがん等の専門的な薬物療法について医療機関と連携して対応できる専門医療機関連携薬局の名称を、都道府県知事の認定を受け、表示できるという制度が創設されました。

今回の条例改正は、この制度の創設に伴い、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定申請手数料、更新手数料を新設するものです。手数料の額はそれぞれ1万1千円に設定してい

ます。

また、既存の薬局開設許可証等の書換え交付申請手数料、再交付申請手数料の区分に、今回新設する地域連携薬局等の認定証を加えるため、名称の改定も行います。

施行日は令和3年6月1日を予定しています。8ページをお開きください。

次に(2)の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務です。

地球温暖化対策に係るパリ協定の目標達成に向け、令和元年5月の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正において、省エネ基準への適合義務の対象が、非住宅建築物の延べ床面積2千平方メートル以上から300平方メートル以上に拡大されるため、条例改正を行うものです。

(i)の適合性判定手数料については、現行で2千平方メートル未満としていた区分を、国が示す審査所要時間に応じ300平方メートル未満、300平方メートルから1千平方メートル未満、1千平方メートルから2千平方メートル未満の三つの区分に分け、それぞれの手数料の額は審査所要時間により算出した金額を設定しています。

(ii)のエネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料及び(iii)の性能向上計画認定申請に係る審査手数料についても、現行で300平方メートルから2千平方メートル未満としていた区分を(i)の適合性判定手数料と同じく300平方メートルから1千平方メートル未満、1千平方メートルから2千平方メートル未満とし、同額の手数料を設定しています。

施行日は令和3年4月1日を予定しています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会の回答は、ともに原案のとおり可決すべきとのことです。



本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案は関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**渋野市町村振興課長** 第21号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

総務企画委員会資料の9ページで説明します。

一番上の枠囲みの中を御覧ください。本条例は、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲等を定めた条例です。

このうち、今回は別表第2の大分市に移譲する事務について、法令改正に伴う事務手続の追加等を行うものです。

具体的には、さきほど御承認いただいた第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正でも説明しましたが、1法令改正に伴う条例改正の概要にある医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の改正に伴い、(1)法令改正の概要に記載のとおり、患者が自身の病状等に適した薬局を選択できるよう、①在宅医療等のかかりつけ薬局機能を持つ地域連携薬局、②がん等の高度薬学管理機能を持つ専門医療機関連携薬局という2種類の都道府県による新たな認定薬局制度が導入されました。

これに伴い、(2)条例改正の概要ですが、認定に関する申請書等の受理及び手数料の徴収、申請者への認定証の交付等の事務を大分市が担うことについて、大分市と協議が整ったので、別表第2にこれらの事務を追加するものです。

最後に、2施行期日ですが、改正法令の施行日を踏まえ、令和3年6月1日としています。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありません

か。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

①から④について、続けて説明をお願いします。

**岩尾行政企画課長** 押印見直し及び行政手続電子化の進捗状況について御報告します。

総務企画委員会説明資料10ページの押印見直しの進捗状況を御覧ください。

今年度からスタートした大分県行財政改革推進計画に掲げている行政手続の電子化を推進するにあたり、まずは申請書や届出書等の押印を原則廃止することとし、昨年10月から全庁的に押印の見直しを進めてきました。

その結果、県の条例等で押印を求めている2,260手続のうち、今年度中に2,121手続、93.8%の押印が廃止される見込みとなりました。

押印廃止となる見込みの主な手続としては、さきほどの議案にあった総務部所管の職員服務宣誓書のほか、福祉保健部所管の障害者手帳申請書、土木建築部所管の県営住宅の家賃に係る収入申告書、警察本部の駐車許可申請書等があります。

一方で、押印が存続する139手続は、地方自治法上押印が義務付けられている契約書や、厳格な本人確認が必要な借用証書等に限定しており、例えば会計管理局所管の物品購入契約書、教育庁所管の修学奨励金借用証書等がこれに該当します。

その他各手続の押印見直し状況については、署名見直し状況とあわせ、全てホームページにて公開していますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、紙文書の押印に代わる本人確認手段としては、電話による確認や本人確認書類の写しの添付等が考えられますが、このような方法は、かえって県民や職員の負担増となるおそれがあります。そのため、今後は行政手続電子化によるデジタル認証を最優先で進めていきたいと考えています。

次に、11ページの行政手続電子化の進捗状況を御覧ください。

大分県行財政改革推進計画では、令和6年度までに、行政手続の100%電子化を目指すこととしています。

今年度から令和5年度にかけては、年間100件以上の申請を受け付けている383手続を集中的に電子化することとしており、今年度はこのうち80手続、20.9%まで電子化を終える見込みとなっています。

電子申請が可能となる主な手続としては、総務部所管の不動産取得税申告書、生活環境部所管の消費生活・男女共同参画プラザ利用許可申請書、土木建築部所管の道路工事着手届等があります。

令和3年度は、さきほど御説明したとおり、県条例等に基づく手続の押印廃止が進んだことから、今回押印廃止された申請書や届出書を中心に、84手続の電子化を目指します。

具体的には、企画振興部所管の総合文化センター会議室利用申請書、生活環境部所管の浄化槽設置届出書、商工観光労働部所管の職業能力開発校入校願書等につき、電子化を進めていく予定です。

なお、残り219手続は、国の法令等で押印が求められている手続や、国が全国一律のシステム導入を予定している手続、財務会計システムの電子納付対応にあわせ電子化する手続等であり、令和4年度から5年度にかけての電子化を予定しています。

**石掛県有財産経営室長** 大分県公共施設等総合

管理指針の改訂（案）について御報告します。

総務企画委員会説明資料の12ページをお願いします。

1の概要ですが、本県が保有する公共施設等の状況を把握した上で、施設保有の在り方や機能発揮の方針を示すため、平成27年に大分県公共施設等総合管理指針を策定しました。今回、平成30年に国の策定指針が改訂されたことなどに伴い、改訂を行うものです。

2の公共施設等を取り巻く課題（1）施設の老朽化についてですが、施設の多くが高度経済成長期等に集中的に整備されており、今後さらに老朽化が進行し、その対策に要する費用の増加が見込まれます。

下のグラフは県有建築物の建築年ごとの面積を示したもので、グラフ下に両矢印で示していますが、築30年以上の建築物の割合は全体の約58%となっており、10年後には約87%の建築物が築30年以上を経過することが見込まれます。

（2）人口減少の進行ですが、今後の人口減少や人口構造の変化に伴い、利用需要等の変化が予測されており、（3）厳しい財政状況では、今後税収の減少や社会保障関係経費等の増大などが見込まれます。

このような課題に対応するため、管理指針では基本方針を定めています。

3の県指針の基本方針（1）県有建築物についてですが、一つ目は、施設の用途廃止や集約化により施設総量を縮小します。二つ目は、計画的に保全を行う予防保全型維持管理を導入し、主要施設の長寿命化を図ります。三つ目は、知事部局など所管ごとに管理体制を一元化します。

（2）公共インフラ施設についてですが、一つ目は、必要性や費用対効果等を十分に検証し、更新が不要な場合は施設を廃止します。二つ目は、点検等に基づき、施設に優先順位を付けて、予防保全型維持管理による長寿命化を図ります。三つ目は、点検結果等の情報を一元的に管理し、次の点検や補修等に活用します。

4の主な改訂内容（1）公共施設等の数量に関する目標の設定についてですが、目標の設定

にあたっては、地方公会計で作成する固定資産台帳の情報を活用し、有形固定資産減価償却率を用いて目標を設定します。今後、何も対策を取らなかった場合、有形固定資産減価償却率は令和6年度には61.2%になることが見込まれます。さきほど説明した基本方針により、予防保全型維持管理など適切な対策を取ることで、令和6年度の有形固定資産減価償却率を1.7ポイント程度改善し、59.5%とすることを目標とします。

(2) 中長期的な経費の見込みの試算では、今後30年間の公共施設等の維持管理や更新等にどれくらいの経費が必要になるかを試算しています。

グラフ下の枠囲い、左側①の単純更新は耐用年数経過時に建て替えをした場合ですが、総額では1兆3,965億円、年平均約465億円が必要と見込まれており、真ん中の枠囲い②の長寿命化は予防保全型維持管理を行うなど長寿命化を図った場合で、総額8,883億円、年平均約296億円が必要と見込まれます。長寿命化を図ることにより、左側の矢印の中に記載していますが、総額で約5,082億円、年平均で約169億円縮減できると見込まれます。

なお、右側の枠囲いは現在の平均予算額ですが、年平均約251億円であることから、②の長寿命化を図ったとしても毎年45億円が不足することが見込まれます。

この予算不足に対応するため、5の今後の主な取組内容にあるとおり、(1)総量縮小への取組として、施設の建て替え等を行う際は、PPP/PFIなどの民間活力の導入や集約化を検討します。

(2)維持管理経費縮減への取組として、計画的な予防保全型維持管理により、さらなる財政負担の軽減や平準化を図ります。

(3)財源確保への取組として、県債残高の適正管理を図りながら、交付税措置のある有利な地方債を活用するなど、県財政への負担軽減に努めます。

**山口税務課長** 続いて、大分県税条例の一部を改正する条例案について説明します。

総務企画委員会説明資料の14ページをお願いします。

1の改正理由にあるとおり、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合には、本年4月1日から施行される規定があることから、大分県税条例の関係する部分について、専決処分により改正させていただきたいと考えています。

2の主な改正内容について御説明します。

(1)の自動車税環境性能割についてです。

①の臨時的軽減の延長は、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向等を総合的に勘案し、自家用乗用車を取得した場合に税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得した自家用自動車を対象とするものです。

次に、②の税率区分の見直しについては、燃費性能が優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した燃費基準の達成状況を踏まえ、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直すものです。

具体的には、表にあるとおり、ガソリン車等の燃費性能に関する要件を2020年度基準から2030年度基準に置き換えることとしています。

また、クリーンディーゼル車については、非課税の対象から除外し、ガソリン車と同等に扱うこととされますが、下の米印に記載のとおり、2年間は激変緩和措置として原則、非課税となります。

(2)の個人県民税については、住宅ローンの控除期間を13年間とする特例措置を延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とするものです。

具体的には、表にあるとおり、新築住宅については令和3年9月末まで、中古及び建売住宅については令和3年11月末までの契約が対象となります。

また、経済対策として、当該延長分においては、合計所得金額1千万円以下の者について床面積40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅も対象とするものです。

3の施行期日については、令和3年4月1日としています。

なお、これ以外の改正事項については、改めて第2回定例会で御審議をいただく予定としています。

**岩尾行政企画課長** 令和2年度包括外部監査結果について御報告します。

さきほどの議案説明でも触れたとおり、今年度は公認会計士の川野嘉久氏に、令和元年度事業を中心に包括外部監査を行っていただき、本日、知事に対して結果報告書が手交されました。結果報告書の冊子をお手元にお配りしていますが、その概要について、総務企画委員会資料の15ページ、令和2年度包括外部監査結果の概要全体版に沿って御説明します。

まず1の令和2年度監査テーマ及び監査対象です。

今回は、人口減少に伴う人手不足や、コロナ禍における働き方の見直し等を背景として、雇用労働政策に係る事務の執行及び事業の管理について、6部局42事業を対象に監査を行っていただきました。

次に2の監査の結果と主な指摘事項です。

今回は、事業執行にあたり守るべき法令や内部規程等のルールに違反することを指摘する不備事項が16件、事業内容に何らかの問題が生じており、対策を要する改善事項が32件、そして、問題というほどではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる勸奨事項として81件、合わせて129件の御指摘をいただきました。

なお、これら各指摘区分の代表的な指摘項目、指摘事例について、表の右側に掲載しています。

最後に3のまとめです。

こちらは指摘事項を踏まえ、今後の雇用労働政策を推進する上で重要な点につき、全体的な御意見をいただいたものです。

1点目、就業者確保対策については、例えば若年者の雇用創出対策における事業の再編成や、統一的な成果指標として就業者数の増加を加えるべき、との御意見をいただきました。

また、女性やシニアの雇用創出対策として、

特にICTを取り入れた事業構築が効率的であり、引き続き積極的に取り組むべきとの御意見をいただきました。

2点目は本県における雇用労働政策の推進体制についてです。

今回の監査では、各所管課が実施している個々の事業については、おおむね適正に実施されていることが認められたものの、その一方で、各所管課がそれぞれで事業を構築し、断片的に事業を進めているため、人材確保という大きな目標を達成するに際しての無駄が多いとの御意見をいただきました。

以上を踏まえ、最後の結びとして、四角囲みにあるように、今後の事業展開にあたっては商工観光労働部雇用労働政策課が、情報共有と事業連携を密に行う総合的な調整役としての役割をこれまで以上に担い、各所管課施策等を横展開していく組織となることを期待する、との総括をいただきました。

今後は雇用労働政策課をはじめ、各所管課において指摘事項に対する対応を検討し、例年どおり、令和4年2月頃に措置状況を全議員に書面で御報告する予定としています。

**三浦委員長** ただいまの報告について、質疑などはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別に御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

それでは、さきほど保留していた第17号議案と第18号議案について、これより採決します。

まず、第17号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について採決します。

なお、本案について、合い議をしていた文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案職員の給与に関する条例

の一部改正について採決します。

なお、本案について、合い議をしていた文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** ほかにないようですので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

〔総務部長 挨拶〕

**三浦委員長** 退職される方々からも一言お願いします。

〔退職予定者 挨拶〕

**三浦委員長** 以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、そのままお待ちください。

〔総務部退室〕

**三浦委員長** これより内部協議に入ります。

何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別にないようですので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

**三浦委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。